



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

告 示

- 事業の認定（用地課） ..... 1
- 都市計画事業の認可（道路街路課） ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課） ..... 3
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） ..... 6

公 告

- 位置境界明確化調査による地図及び簿冊の閲覧（土地対策課） ..... 6
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課） ..... 7

訓 令

- 沖縄バイオ産業振興センター嘱託員設置規程を廃止する訓令（ものづくり振興課） ..... 8

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則 ..... 9

## 告 示

### 沖縄県告示第115号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年 3月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 本部町
- 2 事業の種類 市場駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県国頭郡本部町字渡久地大多良原地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
市場駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である本部町が事業主体となつて、起業地内に、駐車場を整備する事業であるところ、同駐車場は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。  
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について  
本部町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について  
ア 事業の施行により得られる公共の利益について  
本件事業を実施する起業地周辺は、金融機関、商業施設等が集中する本部町の中心市街地であり、町営市場及び周辺の商業施設には1日1,200人余りの地元の買物客及び観光客が訪れている。しか

し、平成24年に町営市場近隣の駐車場の敷地の一部が緑地として整備された結果、駐車スペースが約30台分減少したため、町営市場周辺の道路脇に多くの路上駐車が発生し、周辺住民及び町営市場を訪れる観光客の安全性並びに町営市場の利便性が阻害されるに至った。さらに、本部町に所在する海洋博公園を訪れる観光客は近年増加傾向にあることから、従前から観光客が多く訪れる商業施設のある町営市場周辺においても今後更なる駐車場のひっ迫が予想される。

このような状況に対応するため、本件事業は「第3次本部町総合計画」に基づき計画されたものであり、町営市場利用者の駐車場整備を行う事業である。本件事業の施行によって、緑地整備により減少した駐車スペースの回復が図られるため、町営市場周辺の路上駐車が減少し、周辺住民及び観光客の安全性並びに町営市場の利便性が向上するだけでなく、本部町が目指す町営市場等中心市街地の活性化も期待できるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されていない。なお、確認された場合には、関係機関と協議し適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、事業に必要な用地が確保できること、町営市場に近接していること、支障となる建物等が少なく敷地の造成が容易であること等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、平成24年に行われた緑地整備事業の終了後は、町営市場周辺で慢性的に駐車場が不足しており、周辺住民及び町営市場を訪れる観光客の安全性並びに利便性が妨げられている。また、本件事業を行わなければ現状の改善の見込みはなく、今後も町営市場の来訪者数が増加すると見込まれることから、事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 本部町役場企画政策課

沖縄県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成26年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 施行者の名称 那覇市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・那89号城東城北線

3 事業施行期間 平成26年3月4日から平成33年3月31日まで

## 4 事業地

(1) 収用の部分 那覇市首里石嶺2丁目地内

(2) 使用の部分 なし

## 沖縄県告示第117号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 3月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山下(2)	那覇市山下町及び金城1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山下(1)	那覇市山下町及び金城1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小禄(2)	那覇市字小禄の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小禄(1)	那覇市字小禄の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小禄(3)	那覇市山下町及び字小禄の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小禄(4)	那覇市字小禄の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小禄(5)	那覇市字小禄の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小禄(6)	那覇市田原2丁目及び字田原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田原-1	那覇市字小禄及び字田原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田原-2	那覇市字小禄及び字田原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇栄原(2)	那覇市宇栄原2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高良	那覇市高良2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
	那覇市宇栄原6丁目及び高良2丁目の区域のうち、次の図に	

名嘉地	示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇栄原(1)	那覇市宇小緑の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
識名(1)	那覇市識名1丁目及び繁多川5丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
識名(2)	那覇市識名1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
長田	那覇市長田2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
国場	那覇市宇国場の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
上間	那覇市宇上間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
真地	那覇市宇真地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
識名(3)-1	那覇市識名2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
国場(2)	那覇市宇国場の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
真地(2)-1	那覇市宇真地並びに南風原町宇新川及び宇兼城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、那覇市役所及び南風原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
識名(3)-2	那覇市識名4丁目、宇識名及び上間1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤平(1)-1	那覇市首里赤平町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤平(1)-2	那覇市首里赤平町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤平(2)	那覇市首里赤平町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
当蔵	那覇市首里赤平町1丁目、首里汀良町1丁目及び首里当蔵町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

赤田	那覇市首里赤田町1丁目及び首里当蔵町3丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
石嶺(6)－1	那覇市首里石嶺町2丁目及び首里久場川町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
石嶺(6)－2	那覇市首里久場川町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
当蔵(2)	那覇市首里当蔵町3丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
首里鳥堀	那覇市首里鳥堀町5丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤田当蔵	那覇市首里当蔵町3丁目、首里赤田町1丁目及び首里鳥堀町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
国場	那覇市字国場の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	地滑り
仲井真	那覇市字上間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	地滑り
上間	那覇市上間1丁目、字上間、識名4丁目及び字識名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	地滑り
真地	那覇市字真地及び字識名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	地滑り
嘉数	那覇市字仲井真及び字国場並びに豊見城市字嘉数、字長堂及び字真玉橋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、那覇市役所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
首里鳥堀	那覇市首里鳥堀町5丁目及び首里赤田町3丁目並びに南風原町字新川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、那覇市役所及び南風原町役場において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 3月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

当添348-A30-01	与那原町字板良敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。）	土石流
板良敷348-A30-02	与那原町字板良敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。）	土石流
江口348-A30-08	与那原町字与那原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。）	土石流
当添348-A30-09	与那原町字板良敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。）	土石流
与原348-A30-16	与那原町字与那原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。）	土石流
江口	与那原町字与那原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。）	地滑り
当添	南城市佐敷字小谷及び字津波古並びに大里字大里並びに与那原町字板良敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、南城市役所及び与那原町役場において縦覧に供する。）	地滑り

#### 沖縄県告示第119号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成26年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公告認定対象区域 名護市大北三丁目4680番2、4716番、4718番及び4721番
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県北部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成26年2月21日 沖縄県指令土第109号

## 公 告

浦添市牧港一丁目地区の一部の位置境界不明地域内の土地について、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）第14条第1項の規定による調査及び測量を行い、地図及び簿冊を作成したので、同条第3項において準用する国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定により、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成26年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 地域 浦添市牧港一丁目地区の一部の地域（1446番1、1446番2、1446番5、1446番6、1446番10、1446番11、1446番12、1446番13、1446番14、1446番15、1446番16、1446番17及び1446番18）
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県浦添市地籍図及び沖縄県浦添市地籍簿
- 3 調査及び測量の時期 平成25年8月20日から同年11月27日まで
- 4 閲覧期間 平成26年3月5日（水曜日）から同月24日（月曜日）までの午前9時から午後5時までとす

る。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

5 閲覧場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県企画部土地対策課

6 誤り等の訂正の申出

- (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。
- (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
- (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成26年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

## 1 試験期日及び時間

### (1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 平成26年7月6日午前10時から午後5時10分まで
- イ 設計製図の試験 平成26年9月14日午前11時から午後4時まで

### (2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験 平成26年7月27日午前10時から午後5時10分まで
- イ 設計製図の試験 平成26年10月12日午前11時から午後4時まで

## 2 試験会場

### (1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
- イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

### (2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
- イ 設計製図の試験 沖縄職業能力開発大学校 沖縄市字池原2994番地2

## 3 受験申込手続

- (1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みは、平成16年以後に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

### ア 受験申込受付期間及び時間

- (7) 期間 平成26年3月24日から同月31日まで
- (4) 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

- イ 受験申込方法 センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

- (2) 受付場所における受験申込み 初めて二級建築士試験又は木造建築士試験を受験する者（(3)の郵送による受験申込みにおいて、平成25年以前の受験票（原本）又は合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できない者を含む。）は、受付場所における受験申込みを行うこと。

ア 受験申込書の配布期間及び配布場所 受験申込書は、(7)に掲げる期間に(4)に掲げる場所において配布する。

- (7) 期間 平成26年3月10日から同年4月14日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。ただし、平成26年4月12日（土曜日）及び同月13日（日曜日）は、公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号）に限って配布を行う。）

### (4) 場所

- a 北部建築設計協会（名護市大一中一丁目19番24号名護市産業支援センター205号 電話番号0980-53-0952）
- b 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）
- c 沖縄県宮古土木事務所（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769）

d 沖縄県八重山土木事務所（石垣市真栄里438番地1 電話番号0980-82-3077）

イ 受験申込受付期間及び受付場所 受験申込みは、(7)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において受け付ける。

(7) 期間 平成26年4月10日から同月14日まで（沖縄県宮古土木事務所及び八重山建築設計監理協会においては平成26年4月10日及び同月11日）

(イ) 場所

a 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）

b 沖縄県宮古土木事務所（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769）

c 八重山建築設計監理協会（石垣市浜崎町一丁目1番地4 電話番号0980-83-2920）

ウ 受付時間

(7) 受験申込書の配布 午前9時30分から午後5時（平成26年4月14日においては、午後4時）まで

(イ) 受験申込み 午前10時から午後5時まで

エ 受験申込方法 受験申込書をイ(イ)に掲げる場所に直接持参して提出すること。

(3) 郵送による受験申込み 郵送による受験申込みは、平成25年以前に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者のうち、平成25年以前の二級建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）又は木造建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できるものに限り行うことができる。ただし、離島その他遠隔地に在住し(2)エによる受験申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（受験申込書を直接持参できない旨を証明したもの。）又は住民票を添付した者は、この限りでない。

ア 受験申込受付期間 平成26年3月17日から同月31日まで（申込受付期間最終日までの消印のあるものに限り有効とする。）

イ 受験申込方法 センター指定の払込用紙により、あらかじめ受験手数料を納付した後、センター指定の封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で、次の宛先に郵送すること。

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

#### 4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成26年8月26日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成26年12月4日に発表する予定である。

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成26年9月9日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成26年12月4日に発表する予定である。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。

6 その他 設計製図の課題は、平成26年6月11日以後において公益社団法人沖縄県建築士の事務所に掲示するほか、センターのホームページに掲載するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

## 訓 令

#### 沖縄県訓令第4号

商 工 労 働 部

沖縄バイオ産業振興センター嘱託員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄バイオ産業振興センター嘱託員設置規程を廃止する訓令

沖縄バイオ産業振興センター嘱託員設置規程（平成25年沖縄県訓令第74号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。



## 教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月 4日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

### 沖縄県教育委員会規則第 1 号

#### 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「班又は」を「班、室又は」に改め、同条の表義務教育課の項中「学力向上推進班」を「学力向上推進室」に改める。

第 6 条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 市町村立学校の設置等の認可及び届出に関すること。

第 7 条第 1 号中「次条第 7 号」を「次条第 6 号」に改める。

第 8 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第17条の表中

県立学校教育課	特別支援教育監	特別支援教育班の事務を総括する。
生涯学習振興課	生涯学習推進監	生涯学習推進センターの事務を総括する。

を

県立学校教育課	特別支援教育監	特別支援教育班の事務を総括する。
義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。
生涯学習振興課	社会教育推進監 生涯学習推進監	社会教育班の事務を総括する。 生涯学習推進センターの事務を総括する。

に改める。

第20条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(主任保健師)

第20条の 4 本庁の課に、特に必要のあるときは主任保健師を置くことができる。

2 主任保健師は、上司の命を受け、職員の健康管理業務を処理する。

#### 附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---